建物の解体工事に必要な主な手続き

担当部局

- ☆:甲府市 建築指導課
- ●:甲府市 環境保全課
- □:甲府労働基準監督署 安全衛生課

各手続きの詳細については裏面を参照

丰

前

解 体

中

完 了

後

[各法令に違反した場合、罰せられることがあります。]

その他関係法令

7.	設リ	141	771	し、注
TEE		77	フリ	1775

□ 元請業者から発注者への説明 □ 特定元方事業者事業開始報告《安衛則》□ □ 安全に係る作業計画の策定等《安衛則》□ □ 工事の届出 (7日前まで)☆ □ 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者/コンクリート 造の工作物の解体等作業主任者の選任《安衛則》□ □ 下請業者への届出事項の告知 □建物除却届《建築基準法》☆ □ 工事現場における商号、名称等に関 □ アスベスト(石綿)含有建材の事前調査《石綿則》□ 《大防法》● □フロン製品(第一種特定製品)の有無の確認《フロン法》 する標識の掲示 □ 発注者への説明 □ 適切な技術管理者の配置 ·アスベスト(石綿)含有建材の有無《大防法》● ・フロン製品 (第一種特定製品) の有無 《フロン法》● □ 石綿あり/なしなどの掲示《大防法、石綿則》□● ◎注意! 家具・家電などの残置物は、工事着手前に所 --《アスベスト(石綿)含有建材があった場合》-----有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等 □ アスベスト(石綿)工事の計画書 に基づき、適正に処理してください。 (開始14日前まで)《安衛則、石綿則》□ (廃棄物処理業許可がない解体業者が処理した場合、 □ 特定粉じん排出等作業実施届 違法行為により罰せられることがあります) (開始14日まで等) 《大防法》● □ 石綿作業主任者の選任《石綿則》□ □ 石綿特別教育の実施《石綿則》□ -《アスベスト(石綿)含有建材があった場合 -----□ 分別解体等の実施 □作業内容などの掲示《大防法、厚労省通知》□ □ 特定建設資材廃棄物の再資源化の □ 作業基準(作業場の隔離、集じん・排気装 実施 置の設置等)の遵守《大防法、石綿則》□ □ 石綿作業主任者の石綿作業中の常駐《石綿則》□ 《フロン製品があった場合》・・・・・・ □ (第一種特定製品廃棄等実施者から交付された) 委託確認書の第一種フロン類充塡回収 業者への回付等《フロン法》● ※第一種フロン類充填回収業者からの引取証明書については3年保存 □ 元請業者による再資源化の完了に関 □ 石綿作業実施記録の作成《石綿則》□ する記録の作成 □ 元請業者から発注者への再資源化

各法令の

○建設リサイクル法:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

○石綿則 : 石綿障害予防規則

等の完了に関する書面による報告

○大防法 : 大気汚染防止法 ○フロン法 : フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

※石綿業務への雇入れ又は石綿業務への配置替えの際及びその後6月以内ご

○安衛則 : 労働安全衛生規則

とに1回、石綿健康診断の実施が必要≪石綿則≫□

各手続きの詳細について

○建設リサイクル法

国土交通省 建設リサイクル法



概要HPアドレス

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html

問い合わせ先: 甲府市 まちづくり部 まち開発室 建築指導課 055-237-5828

○労働安全衛生法(石綿則、安衛則)

概要HPアドレス「パンフレット等 | 厚生労働省」

厚生労働省 石綿 パンフレット



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html

概要HPアドレス「安全衛生関係リーフレット等一覧 | 厚生労働省」

安全衛生 リーフレット



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

概要HPアドレス「安全衛生関係主要様式 | 厚生労働省」

安全衛生 様式



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html

間い合わせ先: 甲府労働基準監督署 安全衛生課 055-224-5617

○大気汚染防止法

環境省 アスベスト 解体工事



概要HPアドレス(石綿パンフレット等) http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html

問い合わせ先: 甲府市 環境部 環境対策室 環境保全課 055-241-4312

○フロン排出抑制法

フロン排出抑制法ポータルサイト



概要HPアドレス

http://www.env.go.jp/earth/furon/

問い合わせ先: 山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 055-223-1506